

三重県国民保護計画新旧対照表（県組織改正のみの箇所を除く）

番号	該当頁	県計画 該当部分	項目名	新	旧	変更内容																																																												
1	5	第1編 第1章 5表1-1 「指定行政 機関」の項	用語の定義	金融庁、消費者庁、総務省、・・・中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、 <u>原子力規制委員会</u> 及び防衛省	金融庁、総務省、・・・中小企業庁、 <u>原子力安全・保安院</u> 、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省及び防衛省	消費者庁及び原子力規制委員会の設置に伴い、「指定行政機関」の定義を修正																																																												
2	12	第1編 第3章 表1-6	指定地方公共 機関の事務又 は業務の大綱	一般社団法人三重県LPガス協会 公益社団法人三重県バス協会 一般社団法人三重県トラック協会 公益社団法人三重県医師会	社団法人三重県エルピーガス協会 社団法人三重県バス協会 社団法人三重県トラック協会 社団法人三重県医師会	公益法人制度改革に伴う、機関名の変更																																																												
3	15	第1編 第4章 (3)	人口分布	人口は、平成22年10月1日現在で1,854,724人(男903,398人、女951,326人)である。県内の最も人口が多い市町は四日市市(307,766人)であり、ついで津市(285,746人)、鈴鹿市(199,293人)の順となっている。人口はこれら県北部から中部にかけての市町に集中している。 年齢別に見ると、全体において15歳未満が総人口に占める割合は13.7%、15～65歳の人口は62.0%、65歳以上の人口は24.3%となっている。65歳以上の全国平均は23.0%(平成22年)であり、全国平均より高い高齢化率を示している。 平成17年の国勢調査結果及び平成22年の国勢調査結果人口を基に増加率を算出すると、大多数の市及び郡部において、65歳以上の人口が増加している。	人口は、平成18年10月1日現在で1,867,696人(男908,440人、女959,256人)である。県内の最も人口が多い市町は四日市市(304,941人)であり、ついで津市(288,600人)、鈴鹿市(195,159人)の順となっている。人口はこれら県北部から中部にかけての市町に集中している。 年齢別に見ると、全体において15歳未満が総人口に占める割合は14.1%、15～65歳の人口は63.9%、65歳以上の人口は22.0%となっている。65歳以上の全国平均は20.04%(平成17年)であり、全国平均より高い高齢化率を示している。 平成12年の国勢調査結果及び平成18年の人口を基に増加率を算出すると、大多数の市及び郡部において、65歳以上の人口が増加している。	統計数値の修正																																																												
4	16	第1編 第4章 (4) 表1-7	地域別昼夜間 人口一覧	<p>表1-7 地域別昼夜間人口一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>夜間人口</th> <th>昼間流入人口</th> <th>昼間流出人口</th> <th>差引純流入</th> <th>昼間人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>1,854,724</td> <td>273,339</td> <td>307,883</td> <td>-34,544</td> <td>1,820,180</td> </tr> <tr> <td>桑名・員弁地域</td> <td>218,490</td> <td>40,909</td> <td>53,986</td> <td>-13,077</td> <td>205,413</td> </tr> <tr> <td>四日市地域</td> <td>371,373</td> <td>65,753</td> <td>61,055</td> <td>4,698</td> <td>376,071</td> </tr> <tr> <td>鈴鹿・亀山地域</td> <td>250,316</td> <td>36,699</td> <td>46,073</td> <td>-9,374</td> <td>240,942</td> </tr> </tbody> </table>	地域区分	夜間人口	昼間流入人口	昼間流出人口	差引純流入	昼間人口	総数	1,854,724	273,339	307,883	-34,544	1,820,180	桑名・員弁地域	218,490	40,909	53,986	-13,077	205,413	四日市地域	371,373	65,753	61,055	4,698	376,071	鈴鹿・亀山地域	250,316	36,699	46,073	-9,374	240,942	<p>表1-7 地域別昼夜間人口一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>夜間人口</th> <th>昼間流入人口</th> <th>昼間流出人口</th> <th>差引純流入</th> <th>昼間人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>1,866,963</td> <td>322,703</td> <td>363,013</td> <td>-40,310</td> <td>1,826,653</td> </tr> <tr> <td>桑名・員弁地域</td> <td>218,271</td> <td>39,356</td> <td>54,403</td> <td>-15,047</td> <td>203,224</td> </tr> <tr> <td>四日市地域</td> <td>362,993</td> <td>65,409</td> <td>59,832</td> <td>5,577</td> <td>368,570</td> </tr> <tr> <td>鈴鹿・亀山地域</td> <td>242,367</td> <td>38,381</td> <td>47,346</td> <td>-8,965</td> <td>233,402</td> </tr> </tbody> </table>	地域区分	夜間人口	昼間流入人口	昼間流出人口	差引純流入	昼間人口	総数	1,866,963	322,703	363,013	-40,310	1,826,653	桑名・員弁地域	218,271	39,356	54,403	-15,047	203,224	四日市地域	362,993	65,409	59,832	5,577	368,570	鈴鹿・亀山地域	242,367	38,381	47,346	-8,965	233,402	統計数値の修正
地域区分	夜間人口	昼間流入人口	昼間流出人口	差引純流入	昼間人口																																																													
総数	1,854,724	273,339	307,883	-34,544	1,820,180																																																													
桑名・員弁地域	218,490	40,909	53,986	-13,077	205,413																																																													
四日市地域	371,373	65,753	61,055	4,698	376,071																																																													
鈴鹿・亀山地域	250,316	36,699	46,073	-9,374	240,942																																																													
地域区分	夜間人口	昼間流入人口	昼間流出人口	差引純流入	昼間人口																																																													
総数	1,866,963	322,703	363,013	-40,310	1,826,653																																																													
桑名・員弁地域	218,271	39,356	54,403	-15,047	203,224																																																													
四日市地域	362,993	65,409	59,832	5,577	368,570																																																													
鈴鹿・亀山地域	242,367	38,381	47,346	-8,965	233,402																																																													

番号	該当頁	県計画 該当部分	項目名	新						旧						変更内容
				伊賀地域	177,491	19,738	26,892	-7,154	170,337	伊賀地域	182,779	20,880	30,242	-9,362	173,417	
				津・ 久居地域	285,746	39,272	31,053	8,219	293,965	津・ 久居地域	288,538	71,486	65,616	5,870	294,408	
				松阪・ 紀勢地域	226,550	33,040	42,899	-9,859	216,691	松阪・ 紀勢地域	229,271	35,718	44,127	-8,409	220,862	
				伊勢志摩 地域	245,180	29,555	36,126	-6,571	238,609	伊勢志摩 地域	256,897	41,639	49,822	-8,183	248,714	
				尾鷲地域	38,644	3,270	3,341	-71	38,573	尾鷲地域	42,066	4,002	4,217	-215	41,851	
				熊野地域	40,934	5,103	6,458	-1,355	39,579	熊野地域	43,781	5,832	7,408	-1,576	42,205	
5	16	第1編 第4章 (5)	道路の位置等	また、伊勢湾岸自動車道が豊田市から四日市市まで、紀勢自動車道が多気町から紀北町までをつないでいる。						また、伊勢湾岸自動車道が豊田市から四日市市まで、紀勢自動車道が多気町から大台町までをつないでいる。						高速道路の区間延長に伴う記載事項の修正
6	17	第1編 第4章 (5) 図1-3	主な道路網	図1-3 主な道路網 別紙のとおり						図1-3 主な道路網 別紙のとおり						高速道路の区間延長に伴う記載事項の修正
7	18	第1編 第4章 (6)	鉄道、港湾の位置等	港湾としては、国際拠点港湾は四日市港の1箇所、重要港湾は津松阪港及び尾鷲港の2箇所、地方港湾は桑名港、千代崎港、白子港、宇治山田港、鳥羽港、的矢港、賢島港、浜島港、五ヶ所港、吉津港、長島港、引本港、三木里港、賀田港、二木島港、木本港及び鶴殿港の合計17箇所が存在する。						港湾としては、特定重要港湾は四日市港の1箇所、重要港湾は津松阪港及び尾鷲港の2箇所、地方港湾は桑名港、千代崎港、白子港、宇治山田港、鳥羽港、的矢港、賢島港、浜島港、五ヶ所港、吉津港、長島港、引本港、三木里港、賀田港、二木島港、木本港及び鶴殿港の合計17箇所が存在する。						呼称の変更
8	21	第1編 第4章 (8)	石油コンビナート等特別防災区域	石油コンビナート等特別防災区域は、四日市臨海地区及び尾鷲地区の2箇所が存在する。このうち、四日市臨海地区は、四日市市に位置し、面積11.01km ² 、50の事業所（このうち35が特定事業所）で形成されており、石油精製及び石油化学を主体とした全国有数のコンビナート地区である。また、尾鷲地区は、尾鷲市に位置し、面積0.56km ² 、1つの特定事業所で形成されており、火力発電及び石油精製を主体とした地区である。						石油コンビナート等特別防災区域は、四日市臨海地区及び尾鷲地区の2箇所が存在する。このうち、四日市臨海地区は、四日市市に位置し、面積11.01km ² 、51の事業所（このうち37が特定事業所）で形成されており、石油精製及び石油化学を中心とした全国有数のコンビナート地区である。また、尾鷲地区は、尾鷲市に位置し、面積0.56km ² 、2つの特定事業所で形成されており、火力発電及び石油精製を中心とした地区である。						統計数値の修正

番号	該当頁	県計画 該当部分	項目名	新	旧	変更内容																																																																												
9	21	第1編 第4章 (8) 表1-8	石油コンビナート等特別防災区域	<p>表1-8 石油コンビナート等特別防災区域概況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">区域面積 (km²)</th> <th colspan="2">貯蔵・取扱・処理量</th> <th rowspan="3">総数</th> <th colspan="2">事業所数</th> <th rowspan="3">その他 事業者</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">石油 (千kl)</th> <th rowspan="2">高圧ガス (十万Nm³)</th> <th colspan="2">特定事業所</th> </tr> <tr> <th>第1種 事業所</th> <th>第2種 事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四日市 臨海地区</td> <td>11.01</td> <td>7,202</td> <td>5,927</td> <td>50</td> <td>16</td> <td>19</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>尾鷲地区</td> <td>0.56</td> <td>669</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11.57</td> <td>7,871</td> <td>5,927</td> <td>51</td> <td>17</td> <td>19</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	区分	区域面積 (km ²)	貯蔵・取扱・処理量		総数	事業所数		その他 事業者	石油 (千kl)	高圧ガス (十万Nm ³)	特定事業所		第1種 事業所	第2種 事業所	四日市 臨海地区	11.01	7,202	5,927	50	16	19	15	尾鷲地区	0.56	669	0	1	1	-	-	合計	11.57	7,871	5,927	51	17	19	15	<p>表1-8 石油コンビナート等特別防災区域概況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">区域面積 (km²)</th> <th colspan="2">貯蔵・取扱・処理量</th> <th rowspan="3">総数</th> <th colspan="2">事業所数</th> <th rowspan="3">その他 事業者</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">石油 (千kl)</th> <th rowspan="2">高圧ガス (十万Nm³)</th> <th colspan="2">特定事業所</th> </tr> <tr> <th>第1種 事業所</th> <th>第2種 事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四日市 臨海地区</td> <td>11.01</td> <td>7,055</td> <td>6,010</td> <td>51</td> <td>16</td> <td>21</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>尾鷲地区</td> <td>0.56</td> <td>668</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11.57</td> <td>7,723</td> <td>6,010</td> <td>53</td> <td>18</td> <td>21</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table>	区分	区域面積 (km ²)	貯蔵・取扱・処理量		総数	事業所数		その他 事業者	石油 (千kl)	高圧ガス (十万Nm ³)	特定事業所		第1種 事業所	第2種 事業所	四日市 臨海地区	11.01	7,055	6,010	51	16	21	14	尾鷲地区	0.56	668	0	2	2	-	-	合計	11.57	7,723	6,010	53	18	21	14	統計数値の修正
区分	区域面積 (km ²)	貯蔵・取扱・処理量		総数			事業所数			その他 事業者																																																																								
		石油 (千kl)	高圧ガス (十万Nm ³)				特定事業所																																																																											
					第1種 事業所	第2種 事業所																																																																												
四日市 臨海地区	11.01	7,202	5,927	50	16	19	15																																																																											
尾鷲地区	0.56	669	0	1	1	-	-																																																																											
合計	11.57	7,871	5,927	51	17	19	15																																																																											
区分	区域面積 (km ²)	貯蔵・取扱・処理量		総数	事業所数		その他 事業者																																																																											
		石油 (千kl)	高圧ガス (十万Nm ³)		特定事業所																																																																													
					第1種 事業所	第2種 事業所																																																																												
四日市 臨海地区	11.01	7,055	6,010	51	16	21	14																																																																											
尾鷲地区	0.56	668	0	2	2	-	-																																																																											
合計	11.57	7,723	6,010	53	18	21	14																																																																											
10	25	第1編 第6章 2 図1-6	県地域防災計画の活用	<p>図1-6 地域防災計画等との関係</p> <p>県地域防災計画 地震・津波や風水害等に起因する自然災害や大規模火災等を対象とする。</p>	<p>図1-6 地域防災計画等との関係</p> <p>県地域防災計画 暴風、地震等の異常な自然災害又は大規模な火事等の災害を対象とする</p>	表現の適正化																																																																												
11	28	第2編 第1章 第1 1	県の各部局等における平素の業務	この場合、 <u>政策会議等</u> において、国民保護措置の実施体制について部局間等の情報共有を図る。	この場合、 <u>県政戦略会議等</u> において、国民保護措置の実施体制について部局間等の情報共有を図る。	呼称の変更																																																																												
12	34	第2編 第1章 第2 3(2)	警察災害派遣隊の充実及び強化	(2) <u>警察災害派遣隊の充実及び強化</u> （警察本部） 県警察は、他の都道府県警察と連携し、警察災害派遣隊が直ちに出勤できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集及び出勤体制の確立等必要な体制の整備を図る。	(2) <u>広域緊急援助隊の充実及び強化</u> （警察本部） 県警察は、他の都道府県警察と連携し、 <u>広域緊急援助隊</u> が直ちに出勤できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集及び出勤体制の確立等必要な体制の整備を図る。	呼称の変更																																																																												
13	34	第2編 第1章 第2 4(3)	市町間の連携の確保	(3) <u>市町間の連携の確保</u> （防災対策部） 県は、「 <u>三重県市町災害時応援協定</u> 」等の市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援すること等を通じて、市町相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。	(3) <u>市町間の連携の確保</u> （防災危機管理部） 県は、「 <u>三重県市町村災害時応援協定</u> 」等の市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援すること等を通じて、市町相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。	表現の適正化																																																																												

番号	該当頁	県計画 該当部分	項目名	新	旧	変更内容										
14	37	第2編 第1章 第3 (2) 表2-4	通信体制の確保に当たっての留意事項	<p align="center">表2-4 通信体制の確保に当たっての留意点</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">施設・設備面</td> <td>・武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム(E-m-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、消防防災無線等を中心に、総合行政ネットワーク(LGWA N)、地域衛星通信ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。</td> </tr> <tr> <td>・通信設備等の情報通信手段の施設について、通信の取扱い及び機器の操作の習熟を含めた管理並びに運用体制の構築を図る。</td> </tr> <tr> <td>・無線通信ネットワークの整備及び拡充の推進並びに相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</td> </tr> <tr> <td>・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な通信設備を定期的に総点検する。</td> </tr> </table>	施設・設備面	・武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム(E-m-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、消防防災無線等を中心に、総合行政ネットワーク(LGWA N)、地域衛星通信ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。	・通信設備等の情報通信手段の施設について、通信の取扱い及び機器の操作の習熟を含めた管理並びに運用体制の構築を図る。	・無線通信ネットワークの整備及び拡充の推進並びに相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な通信設備を定期的に総点検する。	<p align="center">表2-4 通信体制の確保に当たっての留意点</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">施設・設備面</td> <td>・(新規)</td> </tr> <tr> <td>・通信設備等の情報通信手段の施設について、通信の取扱い及び機器の操作の習熟を含めた管理並びに運用体制の構築を図る。</td> </tr> <tr> <td>・無線通信ネットワークの整備及び拡充の推進並びに相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</td> </tr> <tr> <td>・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な通信設備を定期的に総点検する。</td> </tr> </table>	施設・設備面	・(新規)	・通信設備等の情報通信手段の施設について、通信の取扱い及び機器の操作の習熟を含めた管理並びに運用体制の構築を図る。	・無線通信ネットワークの整備及び拡充の推進並びに相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な通信設備を定期的に総点検する。	「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴い、警報等の伝達手段として、エムネット、Jアラートを使用する旨を明記
施設・設備面	・武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム(E-m-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、消防防災無線等を中心に、総合行政ネットワーク(LGWA N)、地域衛星通信ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。															
	・通信設備等の情報通信手段の施設について、通信の取扱い及び機器の操作の習熟を含めた管理並びに運用体制の構築を図る。															
	・無線通信ネットワークの整備及び拡充の推進並びに相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。															
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な通信設備を定期的に総点検する。															
施設・設備面	・(新規)															
	・通信設備等の情報通信手段の施設について、通信の取扱い及び機器の操作の習熟を含めた管理並びに運用体制の構築を図る。															
	・無線通信ネットワークの整備及び拡充の推進並びに相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。															
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な通信設備を定期的に総点検する。															
15	61	第3編 第2章 1(3)	県対策本部の組織構成及び機能	<p>(3) 県対策本部の組織構成及び機能(防災対策部)</p> <p>県対策本部に、<u>全庁的な危機管理を統括する危機管理統括監を部長とする対策統括部を設置し、危機管理統括監の指示のもと、危機発生直後の初動から応急、復旧期における本部長の意思決定を支援する。</u></p> <p><u>また、対策統括部内に、組織の縦割りを排除し、危機発生時に把握すべき情報が漏れなく把握できるとともに、発生するすべての業務のカテゴリーに応じた事務をそれぞれ処理することのできる部局長をリーダーとした部隊を編成することにより、本部長及び危機管理統括監のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた対策活動を可能とする体制を整備する。</u></p> <p>県対策本部の組織構成及び機能は図3-2に示すとおりとする。</p>	<p>(3) 県対策本部の組織構成及び機能(防災危機管理部)</p> <p>県対策本部に、<u>部を置き、各部は国民保護に関する対策を実施するものとする。県対策本部内には、対策本部長の意思決定を補佐し、情報の収集及び取りまとめ、各関係機関との連絡調整及びその他の県対策本部の総括事務を行う事務局を整備する。</u></p> <p>県対策本部の組織構成及び機能は図3-2並びに表3-1及び表3-2に示すとおりとする。</p>	<p>県組織改正に伴う担当部局名の修正</p> <p>県災害対策本部組織見直しにあわせ、<u>県対策統括部、県対策統括会議を設置した旨を記載</u></p>										

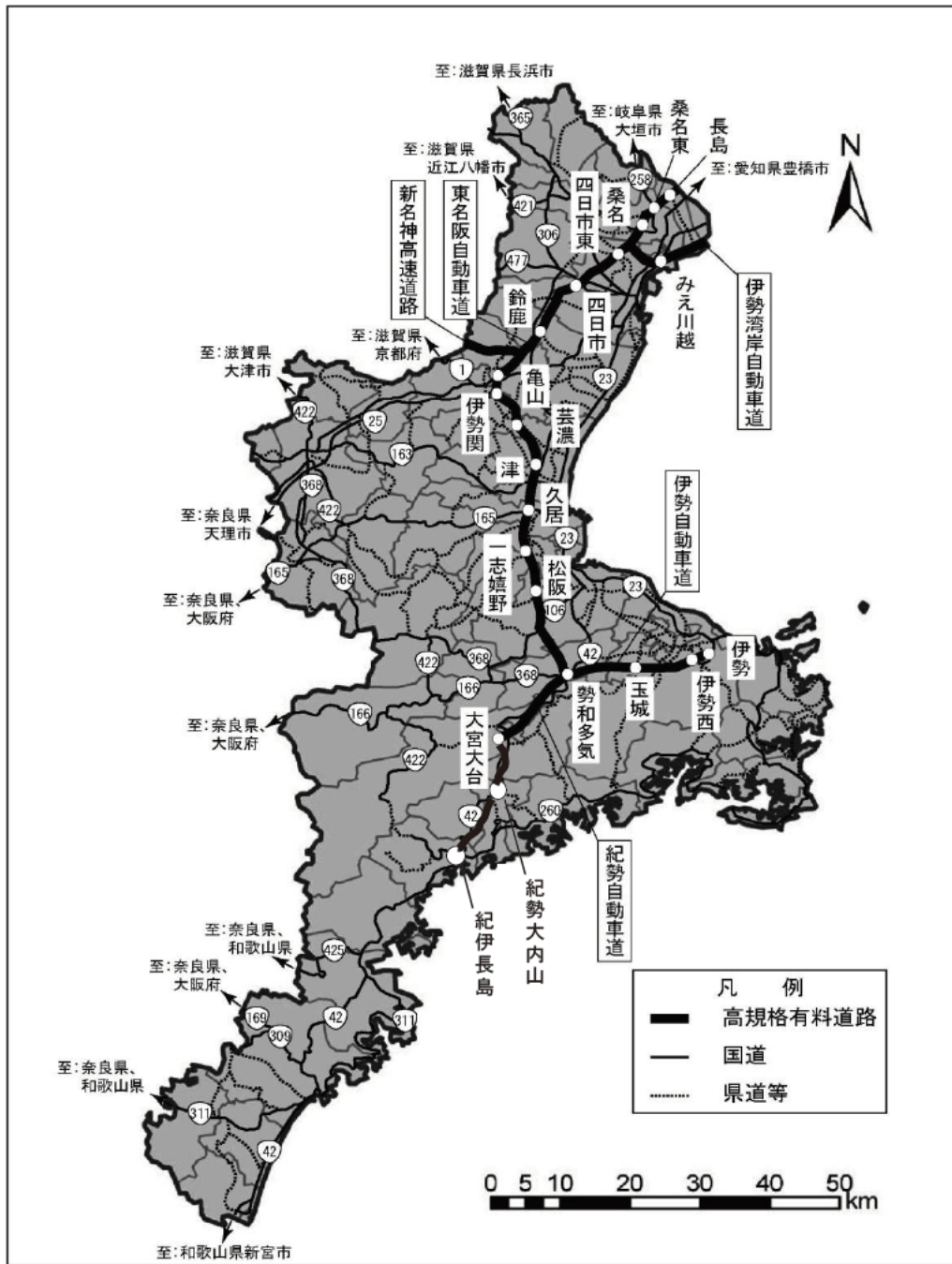
番号	該当頁	県計画 該当部分	項目名	新	旧	変更内容
16	62	第3編 第2章 図3-2	県対策本部の 構成	図3-2 県対策本部の構成 別紙のとおり	図3-2 県対策本部の構成 別紙のとおり	県対策本部組織見 直しに伴う、組織図 の修正
17	-	第3編 第2章 1(3) 表3-1	県対策本部防 災危機管理部 の主要な事務 又は業務	(削除)	表3-1 県対策本部防災危機管理部の主要な事務又は業務	県災害対策本部組 織見直しに伴う、記 載事項の整理
18	-	第3編 第2章 1(3) 表3-2	県対策本部各 部の主要な事 務又は業務	(削除)	表3-2 県対策本部各部の主要な事務又は業務	県災害対策本部組 織見直しに伴う、記 載事項の整理
19	80	第3編 第5章 第2 2(3)	県境を越える 住民の避難の 場合の調整	(3) 県境を越える住民の避難の場合の調整 (防災対策部) <u>オ 避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、知事は、避難先の都道府県知事等に対し、法第13条に基づき、事務の委託を行うものとする。</u>	(3) 県境を越える住民の避難の場合の調整 (防災危機管理部) (新規)	県組織改正に伴う 担当部局名の修正 「国民の保護に関 する基本指針」の変 更に伴い、県の区域 を越える避難の場 合の他府県への事 務委任手続きの明 確化
20	81	第3編 第5章 第2 2(8)	地域特性に応 じた住民の避 難	(8) 地域特性に応じた住民の避難 (防災対策部) <u>イ 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難 大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、知事は施設管理者 等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等について も、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる ものとする。</u> ウ 離島における住民の避難 エ 交通機関が限られている地域での住民避難	(8) 地域特性に応じた住民の避難 (防災危機管理部) (新規) イ 離島における住民の避難 ウ 交通機関が限られている地域での住民避難	県組織改正に伴う 担当部局名の修正 「国民の保護に関 する基本指針」の変 更に伴い、大規模集 客施設等に滞在す る者等に対する避 難等の国民保護措 置の円滑化を明記

番号	該当頁	県計画 該当部分	項目名	新	旧	変更内容
21	102	第3編 第8章 第1 4(1) 表3-1	危険物質等の種類とそれに応じた措置との関係	表3-1 危険物質等の種類とそれに応じた措置との関係	表3-3 危険物質等の種類とそれに応じた措置との関係	表現の適正化 (図の削除により、 図番号を整理)
22	105	第3編 第8章 第2 1(5)	安定ヨウ素剤の配布	(5) 安定ヨウ素剤の配布(防災対策部、健康福祉部) 県は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、防災基本計画(原子力災害対策編)の定めにより行うものとする。 ※中央防災会議 防災基本計画(原子力災害対策編) 地方公共団体は、原子力災害対策基本指針を踏まえ、国が決定した方針に従い、又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師及び薬剤師の確保その他の必要な措置を講じるものとする。	(5) 安定ヨウ素剤の配布(防災危機管理部、健康福祉部) 県は、安定ヨウ素剤に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、住民に服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。	「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴い、安定ヨウ素剤の服用について、防災基本計画(原子力災害対策編)の定めにより行う旨を明記
23	105	第3編 第8章 第2 1(6)	食料品等による被ばくの防止	(6) 食料品等による被ばくの防止(防災対策部、健康福祉部、農林水産部) 県は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、防災基本計画(原子力災害対策編)の定めにより行うものとする。 この場合において、食料品等の安全性が確認された後は、その安全性についての広報を実施し、流通等への影響に配慮する。 ※中央防災会議 防災基本計画(原子力災害対策編) 地方公共団体は、国の指導、助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。	(6) 食料品等による被ばくの防止(防災危機管理部、健康福祉部、農水商工部) 県は、国の対策本部長の指示又は厚生労働大臣、農林水産大臣等の助言に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を行う。 この場合において、食料品等の安全性が確認された後は、その安全性についての広報を実施し、流通等への影響に配慮する。	県組織改正に伴う担当部局名の修正 「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴い、飲食物の摂取制限について防災基本計画(原子力災害対策編)の定めにより行う旨を明記
24	107	第3編 第8章 第2 2(5) 表3-2	知事及び県警察本部長の権限	表3-2 知事及び県警察本部長の権限(法第108条)	表3-4 知事及び県警察本部長の権限(法第108条)	表現の適正化 (図の削除により、 図番号を整理)

番号	該当頁	県計画 該当部分	項目名	新	旧	変更内容
25	111	第3編 第8章 第3 5(1)	消防に関する 措置等	(1) 消防に関する措置等（ <u>防災対策部</u> 、警察本部） イ 県警察による被災者の救助等 県警察は、把握した被害状況に基づき、的確かつ迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する <u>警察災害派遣隊</u> の派遣要求、連絡等の措置を実施する。	(1) 消防に関する措置等（ <u>防災危機管理部</u> 、警察本部） イ 県警察による被災者の救助等 県警察は、把握した被害状況に基づき、的確かつ迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する <u>広域緊急援助隊</u> の派遣要求、連絡等の措置を実施する。	県組織改正に伴う 担当部局名の修正 呼称の変更
26	112	第3編 第8章 第3 5(2) 図3-11	消防に関する 措置等に関する 措置関連図	<u>警察災害派遣隊</u> の派遣要求及び連絡等	<u>広域緊急援助隊</u> の派遣要求及び連絡等	呼称の変更

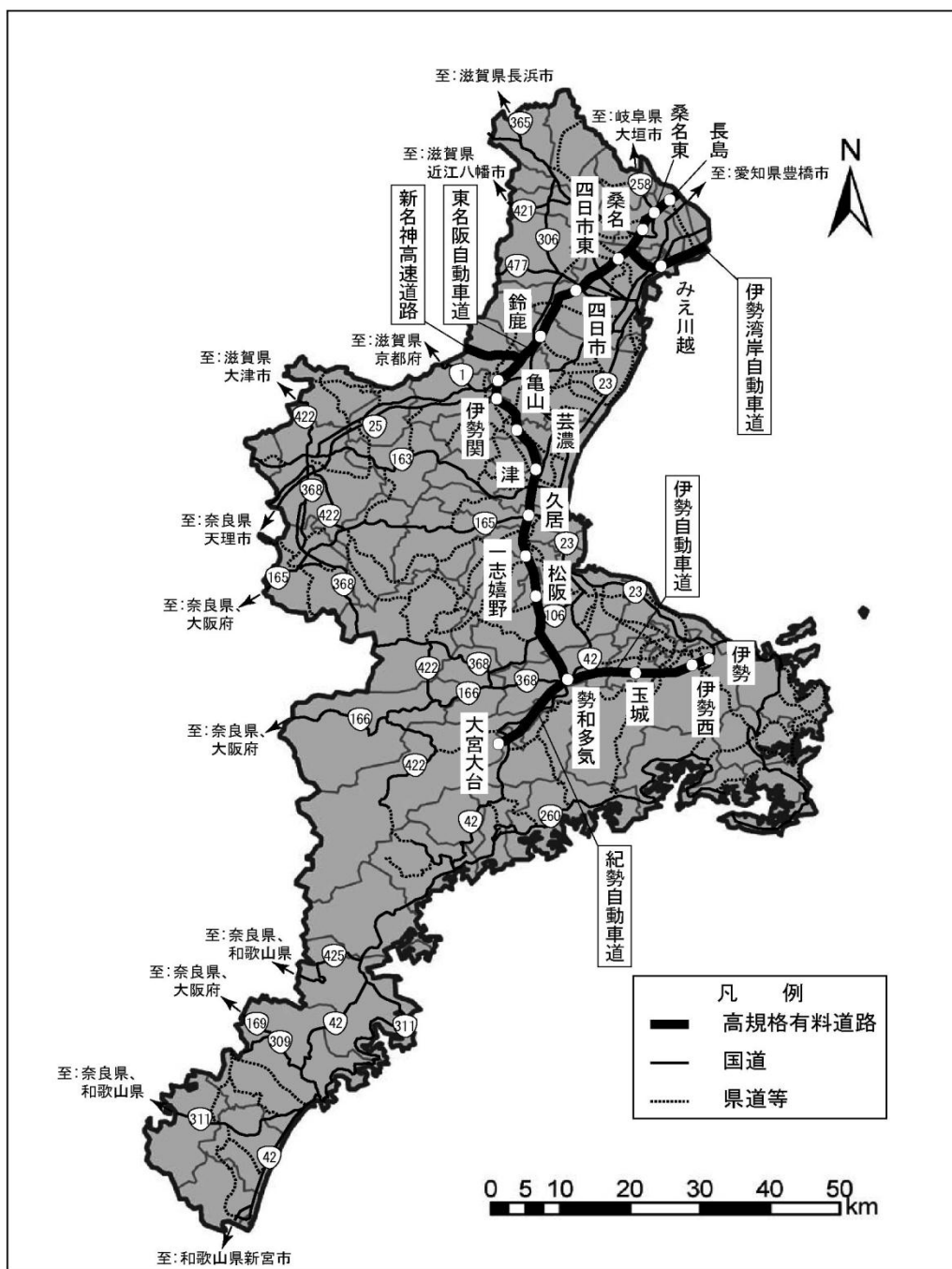
別紙（新）

図 1 - 3 主な道路網



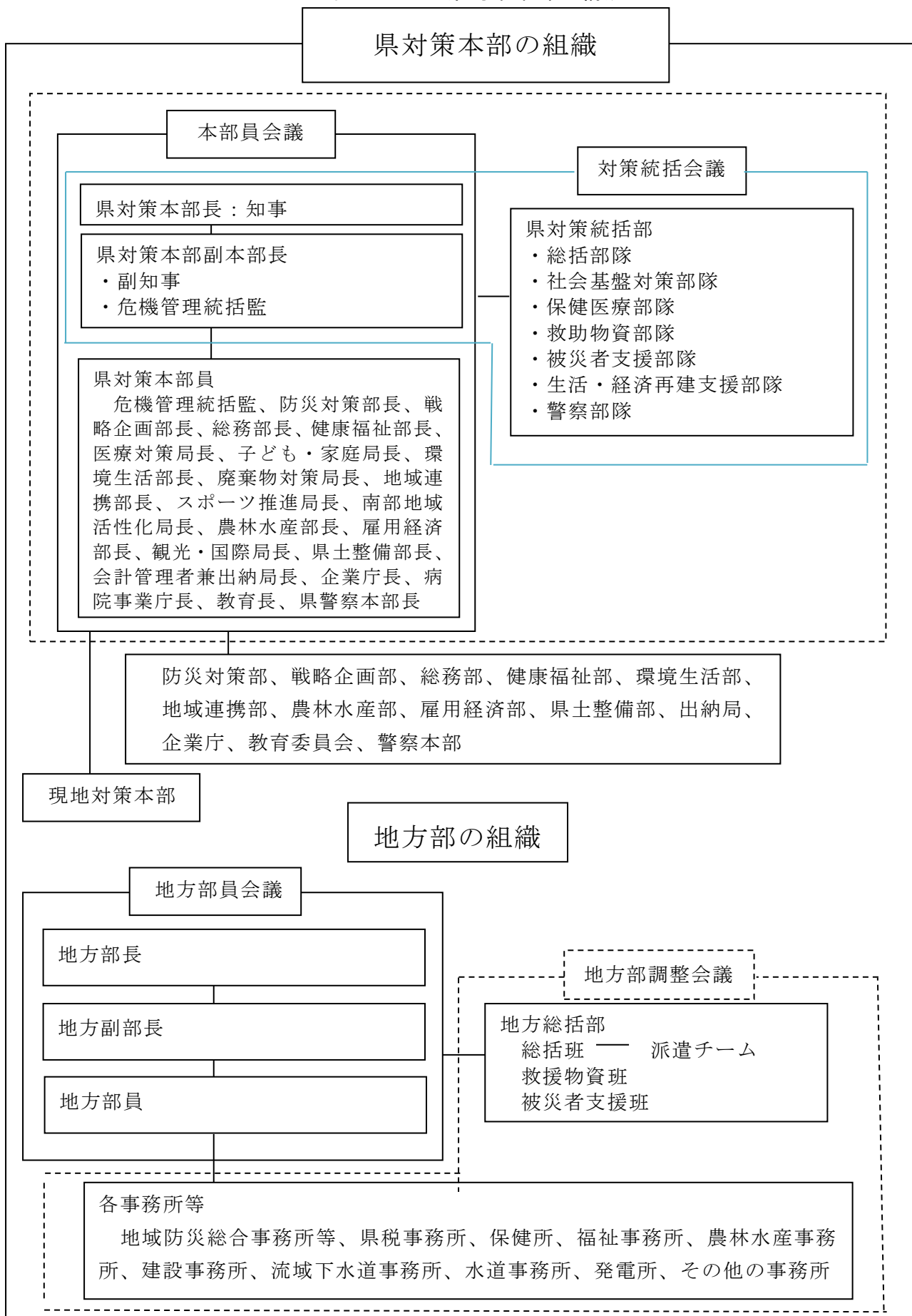
別紙 (旧)

図 1 - 3 主な道路網



別紙（新）

図 3 - 2 県対策本部の構成



別紙（旧）

図 3 - 2 県対策本部の構成

